

令和6年度

定期監査（工事監査）
結果報告書

大口町監査委員

第1 監査の概要

1 監査の種別 地方自治法第199条第4項の規定による定期監査（工事監査）

2 監査年月日 令和7年1月10日（金）

午前9時25分から午後4時まで

3 監査対象工事 大口市児童クラブ建設工事

4 監査の場所 大口市役所3階第5委員会室及び工事現場

5 対象部課 健康福祉部こども課、総務部行政課

6 監査の方法

この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、協会より技術士の派遣を得て実施した。

当該工事が設計図書及び仕様書に適合しているか、現場管理は適切になされているかについて、午前中は書類審査を行い、関係職員等との質疑・討議を交わし、午後は工事現場での実地調査を行うとともに、関係職員等の説明を受けた。

派遣技術士は、松谷孝広技術士【公益社団法人大阪技術振興協会所属（建設部門・総合技術監理部門）】である。

7 工事概要

利用定員85名から120名に定員数を引き上げるため、児童クラブを新たに建築するもの。

①工事名 大口市児童クラブ建設工事

②工事場所 大口市余野六丁目地内

③工事概要 敷地面積1,450.80㎡

建築面積504.47㎡

延床面積472.02㎡

木造平屋建て（越屋根あり） ベタ基礎

クラブ室 3部屋（1部屋66㎡×3部屋）

その他、エントランス、多目的スペース（1部屋91㎡）、男子・女子トイレ、バリアフリートイレ、職員室（1部屋33㎡）、倉庫、廊下等

④工事受注者 建築工事 熊沢建設㈱

機械設備工事 シブヤパイピング工業㈱ 小牧事業所

電気設備工事 (有)伊藤電気

⑤契約金額 建築工事109,450,000円

（うち消費税及び地方消費税額9,950,000円）

機械設備工事40,700,000円

（うち消費税及び地方消費税額3,700,000円）

電気設備工事 22,220,000 円

(うち消費税及び地方消費税額 2,020,000 円)

⑥工事期間 建築工事 令和6年6月29日から令和7年2月28日まで

機械設備工事 令和6年9月5日から令和7年2月28日まで

電気設備工事 令和6年9月5日から令和7年2月28日まで

⑦工事進捗状況 実施出来高(令和6年12月末現在)

建築工事 80.0%

機械設備工事 70.4%

電気設備工事 80.0%

⑧工事監督員 健康福祉部こども課課長補佐 村田直樹

第2 監査の結果

今回は、「大口西児童クラブ建築工事」について、工事担当課のこども課、契約担当課の行政課及び、設計、監理の受注者である株式会齊木建築事務所、建築工事の受注者である熊沢建設株式会社、機械設備工事の受注者であるシブヤパイピング工業株式会社小牧事業所、電気設備工事の受注者である有限会社伊藤電気を対象に、その工事の目的と執行手続きについては、監査委員が質疑を行い、技術監査については、公益社団法人大阪技術振興協会の松谷技術士が実施した。

監査講評として、特に指摘しなければならない問題点は見当たらず、松谷技術士からも同様の報告を受けたことから、事業はおおむね適正に行われていると判断する。

ただし、技術面では工事の施工過程において、順守した施工、監理に図られたい。

工事も終盤を迎えているが、上記の事柄を踏まえ、公共工事の受注者として、関係法令を順守し、他社への模範となるような気概を示されたい。

最後に、竣工までの無事故と無災害を引き続き望む。

大口町

令和 6 年度

工事技術調査結果報告書

令和 7 年 2 月 5 日（水）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和 7 年 1 月 10 日（金）

場 所：大口町役場 3 階第 5 委員会室及び工事現場

監査執行者：大口町代表監査委員（識見）
大口町監査委員（議選）

後藤 滋幹
丹羽 勉

監査立会者：会計管理者
監査委員事務局長
監査委員事務局書記

喜来 美樹
服部 昭彦
廣瀬 由尚

調査対象工事：

大口西児童クラブ建設工事（建築・機械設備・電気設備）

1 工事内容説明者

調査出席者

健康福祉部	部長		小島	まゆみ
〃	こども課	課長	石原	健次
〃	〃	課長補佐	村田	直樹
〃	〃	会計年度任用職員	近藤	定昭
総務部	行政課	課長	稲垣	敬
〃	〃	主査	佐藤	実
〃	〃	主任	武田	達也
〃	〃	主事	森	勇樹

工事受注者

◇建築工事

熊沢建設株式会社

現場代理人（監理技術者） 栗牧 祐一

◇機械設備工事

シブヤパイピング工業株式会社小牧事業所

現場代理人（主任技術者） 林 昌弘

◇電気設備工事

有限会社伊藤電気

現場代理人（主任技術者） 伊藤 直樹

◇設計監理

株式会社齊木建築事務所

工事監理者 齊木 俊介

2 工事場所 大口町余野六丁目地内

3 工事背景

現在の西児童クラブは、登録児童数が利用定員を超え、西小学校の空き教室もない状況である。また、令和7年4月からは保育の必要性のうち就労の時間下限引き下げをするため、さらに児童クラブの利用ニーズの増加が見込まれるため、児童クラブを新たに建築する。

(1) 工事概要

◇建築工事

敷地面積：1450.80 m²

建築面積：504.47 m²

延床面積：472.02 m²

木造平屋建て（越屋根あり）、ベタ基礎

外構工事（舗装は別途）・家具工事含む

◇機械設備工事（空調有り：クラブ室・多目的スペース・職員室）

空調機器設備

配管設備

換気設備

衛生機器設備

給水設備

排水通気設備

給湯設備

◇電気設備工事

幹線分電盤設備工事

動力設備工事

電灯コンセント設備工事

防災設備工事

電話配管設備工事

情報設備工事

テレビ共聴設備工事

トイレ呼出設備工事

◇工事監理

工事監理者は、建築士法第2条第1項、また、建築士法第18条・第20条にもある以下の役割を担います。

- ・工事を設計図書と照合

- ・工事が設計図書のとおりに実施されているかを確認

- ・工事が設計図書のとおりに実施されていない場合は、工事施工者に指摘・改善を指示

- ※工事施工者が従わないときは、その旨を建築主に報告

- ・工事監理を終了した時は、その結果を文書で建築主に報告

(2) 工事受注者

◇建築工事

熊沢建設株式会社

指名競争入札（参加9者） 予定価格事前公表 電子入札【1回目決定】

◇機械設備工事

シブヤパイピング工業株式会社小牧事業所

指名競争入札（参加9者） 予定価格事前公表 電子入札【1回目決定】

◇電気設備工事

有限会社伊藤電気

指名競争入札（参加7者） 予定価格事前公表 電子入札【1回目決定】

◇設計監理

株式会社齊木建築事務所

(3) 設計及び工事監理

設 計：株式会社齊木建築事務所

工事監理：株式会社齊木建築事務所

(4) 事業費

◇建築工事

設計金額（税込）110,627,000 円

契約金額（税込）109,450,000 円（うち消費税及び地方消費税額 9,950,000 円）

落札率：98.93%

◇機械設備工事

設計金額（税込）45,612,600 円

契約金額（税込）40,700,000 円（うち消費税及び地方消費税額 3,700,000 円）

落札率：89.23%

◇電気設備工事

設計金額（税込）23,585,100 円

契約金額（税込）22,220,000 円（うち消費税及び地方消費税額 2,020,000 円）

落札率：94.21%

(5) 工事期間

◇建築工事

令和 6 年 6 月 29 日から令和 7 年 2 月 28 日まで

◇機械設備工事

令和 6 年 9 月 5 日から令和 7 年 2 月 28 日まで

◇電気設備工事

令和 6 年 9 月 5 日から令和 7 年 2 月 28 日まで

(6) 進捗状況

◇建築工事

実施 80.0% 計画 77.4%（令和 6 年 12 月末日現在）

◇機械設備工事

実施 70.4% 計画 90.0%（令和 6 年 12 月末日現在）

◇電気設備工事

実施 80.0% 計画 75.0%（令和 6 年 12 月末日現在）

◇設計監理

建築工事 実施 75.0%（令和 6 年 12 月末日現在）

設備工事 実施 67.0%（令和 6 年 12 月末日現在）

(7) 工事監督員

◇建築工事

こども課 課長補佐	村田 直樹
◇機械設備工事	
こども課 課長補佐	村田 直樹
◇電気設備工事	
こども課 課長補佐	村田 直樹
◇設計監理	
株式会社齊木建築事務所	齊木 俊介

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 工事施行について（伺い）

◇建築工事

起案：令和6年5月28日 決裁：令和6年6月3日 確認し適正であった。

◇機械設備工事

起案：令和6年7月26日 決裁：令和6年7月29日 確認し適正であった。

◇電気設備工事

起案：令和6年7月26日 決裁：令和6年7月29日 確認し適正であった。

(2) 契約保証金及び前払金について

ア 契約保証金について

金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている（地方自治法第234条）。

契約保証金については、「大口町公共工事の施行に関する事務取扱要領」（平成3年大口町訓令第8号）に基づき適正である。

◇建築工事

10,945,000円【現金納付：契約金額の1/10以上】

◇機械設備工事

4,070,000円【株式会社愛知銀行大須支店：契約金額の1/10以上】

◇電気設備工事

2,222,000円【あいおいニッセイ同和損害保険株式会社：契約金額の1/10以上】

イ 前払金保証について

◇建築工事

43,780,000円【東日本建設業保証株式会社：契約金額の4/10未満】

◇機械設備工事

前払金請求なく、支払金なし。

◇電気設備工事

前払金請求なく、支払金なし。

(3) 入札状況について

◇建築工事

- ・指名通知：令和6年6月3日
- ・入札書提出：令和6年6月17日～令和6年6月19日
- ・開 札：令和6年6月20日

◇機械設備工事

- ・指名通知：令和6年8月6日
- ・入札書提出：令和6年8月26日～令和6年8月28日
- ・開 札：令和6年8月29日

◇電気設備工事

- ・指名通知：令和6年8月6日
- ・入札書提出：令和6年8月26日～令和6年8月28日
- ・開 札：令和6年8月29日

◇設計監理

- ・見積書徴収：令和6年6月3日
- ・見積書提出：令和6年6月20日
- ・開 札：令和6年8月29日

本工事は、「大口町業者指名審査事務取扱要綱」に基づき、指名競争入札にて執行していた。

「大口町建設工事等に入札及び契約に関する公表事務取扱要領」に基づき適正に執行していた。

「大口町電子入札実施要領」（平成20年大口町告示第19号）に基づき、建築工事は、令和6年6月20日に電子入札にて落札、機械設備工事、電気設備工事、設計監理は、令和6年8月29日に各業者が同じく電子入札にて落札していた。適正であった。

建築工事は、予定価格が5,000万円以上のため、令和6年6月21日に仮契約を締結し、地方自治法第96条第1項第5号及び「大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年大口町条例第4号）第2条の規定により議会の議決を経て、適正に本契約（令和6年6月26日）を締結していた。【建築一式工事】

(4) 契約関係書類

工事請負契約書は、「大口町公共工事請負契約約款」に基づき、適正に作成されていた。

◇建築工事

仮契約書（令和6年6月21日） 電子契約締証明書GMOサイン確認
 仲裁合意書（令和6年6月28日） 電子契約締証明書GMOサイン確認
 契約書（令和6年6月28日） 電子契約締証明書GMOサイン確認

◇機械設備工事

契約書（令和6年9月4日） 電子契約締証明書GMOサイン確認

◇電気設備工事

契約書（令和6年9月4日） 紙面にての契約を確認した。

◇設計監理

契約書（令和6年6月20日） 電子契約締証明書GMOサイン確認

(5) 支出負担行為決議書

◇建築工事

起票日：令和6年6月28日 109,450,000円確認し適正であった。

◇機械設備工事

起票日：令和6年9月4日 40,700,000円確認し適正であった。

◇電気設備工事

起票日：令和6年9月4日 22,220,000円確認し適正であった。

(6) 工事保険契約

◇建築工事

日新火災海上保険株式会社 令和7年9月1日 適正であった。

◇機械設備工事

損害保険ジャパン株式会社 令和7年3月28日 適正であった。

◇電気設備工事

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（組立保険証券） 令和7年2月28日 適正であった。

受注者は、労働災害保険、賠償責任保険等及び建設工事保険等に加入しているとのことであるが、大口町公共工事請負契約約款第56条（火災保険等）により、受注者が火災保険、建設工事保険その他の保険に付し、保険契約を締結した場合は、発注者に「提示」をしなければならない、火災保険、建設工事保険その他の保険以外の保険に付したときは「通知」をしなければならないと記載しているが、付した保険証券等の控えを提出させる方が、リスク管理として望ましいので確認をお願いする。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられ、現場管理費の改定が行われた。

よって、「法定外の労災保険」とは、工事作業員の身体障害を填補することを目的としており、法定外労災補償（建設共済等）、労働災害総合保険、傷害保険などの種類があり、確認すること。

(7) 現場代理人・主任技術者届及び施工関係下請負届等

◇建築工事

熊沢建設株式会社：現場代理人（監理技術者） 栗牧 祐一を確認した。

◇機械設備工事

シブヤパイピング工業株式会社小牧事業所：現場代理人（主任技術者） 林 昌弘を確認した。

◇電気設備工事

有限会社伊藤電気：現場代理人（主任技術者） 伊藤 直樹を確認した。

◇設計監理

株式会社齊木建築事務所：設計監理者 齊木 俊介を確認した。
現場代理人・主任技術者届等は、適正に提出させていた。

(8) 建設業退職金共済に関する書類

受注者は、建設業退職金共済制度※¹へ加入している。

◇建築工事

「掛金収納書」令和6年7月3日、購入を原本確認した。

◇機械設備工事

「掛金収納書」令和6年9月10日、購入を原本確認した。

購入金額が17,600円少なく。協力業者への配布状況管理を徹底すること。

◇電気設備工事

令和7年1月30日、建設業退職金共済証紙交付辞退届が提出済み。

今後、共済証紙を購入し下請負業者の労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されるよう指導願います。

【※1 建設業退職金共済制度】

建設業退職金共済制度は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

(9) 監督員通知について

建設業法第19条の2第2項等により、請負業者に監督者書面通知を適正に行っていた。

◇建築工事

こども課 課長補佐 村田 直樹：(令和6年6月28日)通知を確認した。

◇機械設備工事

こども課 課長補佐 村田 直樹：(令和6年9月4日)通知を確認した。

◇電気設備工事

こども課 課長補佐 村田 直樹：(令和6年9月4日)通知を確認した。

4-2 設計・積算に関する書類

【設計方針】

- ・定員 120 名（現 西っ子ファミリー及び西児童クラブ 合計 85 名）
- ・子ども達が伸び伸びと主体的に過ごせるような場となるクラブ
- ・クラブ室 4 部屋（1 部屋 66 m²×4 部屋）

(1) 設計

実施設計委託業務者「株式会社齊木建築事務所」であった。

設計図書は適正に作成され、設計内容は適切であった。

(2) 設計業務書類参考資料

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 4 年版	令和 4 年 6 月	(一社)公共建築協会
2	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 4 年版	令和 4 年 6 月	(一社)公共建築協会
3	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 4 年版	令和 4 年 6 月	(一社)公共建築協会
4	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和 4 年版	令和 4 年 6 月	(一社)公共建築協会
5	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 4 年版	令和 4 年 6 月	(一社)公共建築協会
6	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 4 年版	令和 4 年 6 月	(一社)公共建築協会
7	建築物解体工事共通仕様書 令和 4 年版	令和 5 年 3 月	(一社)公共建築協会
8	建築設備設計基準 令和 3 年版	令和 3 年 8 月	(一社)公共建築協会
9	建築工事標準詳細図 令和 4 年版	令和 4 年 6 月	(一社)公共建築協会
10	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和 4 年版	令和 4 年 6 月	(一社)公共建築協会
11	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和 4 年版	令和 4 年 6 月	(一社)公共建築協会

(3) 積算

【コスト削減】

内壁の漆喰要望部分を漆喰風クロスに変更することによりコスト削減

個別空調を採用することでランニングコスト削減

ア 積算

積算基準は、（一財）建築コスト管理研究所発行の「公共建築工事積算基準」に基づき、市販刊行物の「建設物価」、「積算資料」、「建築コスト情報」、「建築施工単価」にて適切に算出されていた。

物価資料によらない場合の単価については、原則として 3 者以上から見積り徴取し、最低価格を本工事採用単価としていた。愛知県建設局発行の「積算基準及び歩掛表」の価格決定方法に準拠しており、適正であった。

【積算参考基準】

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	公共建築工事積算基準（令和 5 年版）	令和 5 年 6 月	(一財)建築コスト管理研究所
2	公共建築工事積算基準の解説（令和 5 年版）	令和 5 年 11 月	(一財)建築コスト管理研究所

3	建築工事内訳書標準書式・同解説（令和５年版）	令和５年６月	(一財)建築コスト管理研究所
4	建設物価	令和６年５月	(一財)建設物価調査会
5	積算資料	令和６年５月	(一財)経済調査会
6	建築コスト情報	令和６年４月	(一財)建設物価調査会
7	建築施工単価	令和６年４月	(一財)経済調査会

イ 設計内訳書

◇建築工事

◇機械設備工事

◇電気設備工事

提出されたものをチェックしたが、内容に問題はなく適正に整備されていた。

４－３ 施工に関する書類

(1) 着手届

◇建築工事

令和６年７月１日 確認し適正であった。

◇機械設備工事

令和６年９月５日 確認し適正であった。

◇電気設備工事

令和６年９月６日 確認し適正であった。

(2) 契約代金内訳書及び工程表

◇建築工事

令和６年７月１日 確認し適正であった。

◇機械設備工事

令和６年９月５日 確認し適正であった。

◇電気設備工事

令和６年８月２６日 確認し適正であった。

(3) 現場代理人・主任技術者届

◇建築工事

本工事の現場代理人・監理技術者（令和６年７月１日提出）を確認し適正であった。

◇機械設備工事

本工事の現場代理人・主任技術者（令和６年９月５日提出）を確認し適正であった。

◇電気設備工事

本工事の現場代理人・主任技術者（令和６年９月６日提出）を確認し適正であった。

(4) 工事下請負届

◇建築工事

令和 6 年 7 月 23 日(1)、令和 6 年 9 月 10 日(2) 提出確認

◇機械設備工事

令和 6 年 10 月 1 日(1) 提出確認

◇電気設備工事

令和 6 年 12 月 18 日(1) 提出確認

(5) 関係諸官庁への届出

◇建築工事

◇機械設備工事

◇電気設備工事

建築工事の特定建設作業実施届出書（令和 6 年 7 月 19 日）提出確認した。

建築確認済証：第 R06 確認建築愛建住セ第 21626 号（令和 6 年 7 月 29 日）を確認した。

消防署の同意は、確認申請時に許可済み。

消火器・誘導標識・非常警報設備の設置届は、消防署に提出済み。消防署検査は、2 月 13 日に実施予定。

防火対象物使用開始届は、利用する 7 日前までに提出となるため、2 月中に提出予定。

(6) 工事カルテ

◇建築工事

◇機械設備工事

◇電気設備工事

各工事の CORINS（工事实績情報サービス）登録確認

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報センター（JACIC）の CORINS（工事实績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に保管・整備されていた。

(7) 履行報告書

◇建築工事

令和 6 年 12 月 5 日（11 月末分）提出確認した。

◇機械設備工事

令和 6 年 12 月 3 日（11 月末分）提出確認した。

◇電気設備工事

令和 6 年 12 月 6 日（11 月末分）提出確認した。

前月までの履行状況を毎月 5 日までに実施工程表等に記入させ提出させていた。

工程表に出来高曲線グラフを追記させ出来高数値の根拠を明確にされていた。

(8) 施工体系図

◇建築工事

2 回目提出分を確認した。

◇機械設備工事

1 回目提出分を確認した。

◇電気設備工事

1 回目提出分を確認した。

施工体系図は、随時に適正に作成し、提出させ、整備・保管されていた。

体系図は、公衆の見やすい位置に掲示されていた。

(9) 施工体制台帳

◇建築工事

令和 6 年 7 月 23 日(1) 令和 6 年 9 月 10 日(2) 提出確認

◇機械設備工事

令和 6 年 11 月 26 日(1) 提出確認

◇電気設備工事

令和 6 年 12 月 18 日(1) 提出確認

適切に施工体制台帳を作成させていた。(建設業法第 24 条の 8)

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき、「建設業許可書」、「契約金額のわかる契約書の写し」等を添付させ適正であった。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条」、「建設業法第 24 条の 7」、「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成 3 年 2 月 5 日建設省通知)より元方事業者からの下請契約を確認した。

また、竣工時に施工体制台帳(2 次以降の請負契約の写し等：書類作成の手引き P2-70 より)を提出させることが必要であるため、竣工段階で再確認をお願いします。

○公共工事においては、平成 27 年 4 月 1 日以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければなりません。

(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)

○工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられています。

(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)

○公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければなりません(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項)

○帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間(発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間)保存することが義務づけられています。

(建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項三、施行規則第 28 条)

参考資料(建築工事事務の手引き：令和 6 年 4 月 愛知県建設局 2-4 より)

【Q：5-4】施工体制台帳の添付書類について

施工体制台帳に添付すべき書類は何か。また、どのようにチェックするのか。

【A】 施工体制台帳に添付すべき書類については、建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項で規定されている。また、再下請負通知書に添付すべき書類について建設業法施行規則第 14 条の 4 第 3 項で規定されている。具体的には、以下のとおり。

- (1) 大口町と元請業者との契約書の写し
- (2) 下請負契約書の写し
- (3) 主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者資格者証の写し
- (4) 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
- (5) 監理技術者補佐（配置する場合）の資格及び雇用を証する書面
- (6) 専門技術者（配置が必要な場合）の資格及び雇用を証する書面
- (7) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負人との契約書の写し
- (以下略)

(10) 工程管理

◇建築工事

◇機械設備工事

◇電気設備工事

各工事とも契約時及び施工計画に実施工程表が提出・整備されていた。

工事進捗率（令和 6 年 12 月末日）実施出来高約 80.0%とのことである。

工程的に特段の問題はないと考える。

(11) 施工計画書

◇建築工事

コンクリート施工計画	（令和 6 年 8 月 5 日）	提出確認
コンクリート打設計画書	（令和 6 年 8 月 21 日）	提出確認
屋根断熱トップ施工計画書	（令和 6 年 10 月 7 日）	提出確認
外壁サイディング施工計画書	（令和 6 年 10 月 1 日）	提出確認
型枠工事施工計画書	（令和 6 年 8 月 5 日）	提出確認
総合施工計画書	（令和 6 年 8 月 5 日）	提出確認
鉄筋工事施工計画書	（令和 6 年 8 月 19 日）	提出確認
土工工事施工計画書	（令和 6 年 8 月 22 日）	提出確認

◇機械設備工事

配管工事施工計画書	（令和 6 年 9 月 11 日）	提出確認
ダクト工事施工計画書	（令和 6 年 10 月 15 日）	提出確認
保温工事施工計画書	（令和 6 年 9 月 24 日）	提出確認
総合施工計画書	（令和 6 年 9 月 11 日）	提出確認

◇電気設備工事

総合施工計画書	（令和 6 年 10 月 8 日）	提出確認
---------	-------------------	------

各工事とも施工計画書は、仕様書に基づき適切に作成されていた。

(12) 写真管理

◇建築工事

◇機械設備工事

◇電気設備工事

サンプリングで全てを確認できていないが、提示された写真については、適正に整理されていた。今後の不可視部分、設計図書への記載事項については確実に撮影させるよう指示、指導をお願いする。

(13) 工事材料関係の書類

◇建築工事

屋根材料 令和 6 年 8 月 22 日 提出確認

◇機械設備工事

使用材料（機材）一覧表 令和 6 年 9 月 11 日 提出確認

◇電気設備工事

使用材料（機材）一覧表 令和 6 年 10 月 8 日 提出確認

工事用材料使用承諾願などは工事受注者から、監督員に提出させ、適正に整備・保管されていた。

また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に提出させ、整備、保管されており適正であった。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）、及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守し、適正であった。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、確認できなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認することである。

(3) 工事完成後、速やかに「建設リサイクルデータ統合システム-COBRI S-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、提出させること。

◇建築工事

◇機械設備工事

◇電気設備工事

・再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー

建設副産物情報交換システムを確認し適切であった。

「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」登録証を提出させていただきたい。

【参考】愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

(リサイクル状況の集約への協力)

第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容を COBRIS に登録し、工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、工事登録証明書を受理した時には、チェックリストによりエラーがないことをシステム上で確認することとする。

3 あいくる材の使用状況を集約するため、請負者は、あいくる材使用状況報告書とあいくる材使用実績集約表をあいくるのホームページからダウンロードした電子データを用いて作成し、電子データで提出するものとする。

(以下略)

【参考】「COBRIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、
「建設副産物情報交換システム（COBRIS／コブリス）」により作成する。
<https://www.recycle.jacic.or.jp>
- ・次のものを添付する。
 - ア 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し
 - イ 収集運搬、処理業者の許可証の写し（受注者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの）
 - ウ 廃棄物処理委託契約書の写し（受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの）
 - エ 受注者が契約した処分場までの運搬ルート図写し **COBRIS登録**
 - オ 工事場所から再資源化または最終処分場までの流れ、収集運搬業者、処分業者（処分施設）を記載した表（フロー図等）
 - カ 収集運搬業者の運搬車両一覧表
- ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第7条第1項、同条例施行規則第3条各項の規定により、工事請負契約時にリサイクル法による説明を行った場合で、処理を説明書に記載した施設から変更した施設で行う場合は、事前に発注者の承諾を得た上で、工事請負契約の変更が必要となる。

4-5 安全管理に関する書類

- (1) 本工事の安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 作業員への安全管理は、ミーティング及びKY（危険予知）活動記録で周知徹底がなされていた。

(3) 当該工事現場は、別途発注の請負工事があり、2以上の請負業者が同一場所で作業することになる。したがって、「特定元方事業者の指名」を発注者として「指名」しておくこと。

5 現場施工状況調査における所見

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 建設業法等による工事現場への掲示について（建築工事事務の手引き：令和6年4月愛知県建設局 2-5より）、請負業者への指導徹底をお願いします。

【参考3】建設業許可票の記載方法に間違いがあった。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合（規則第25条、規則別記様式第29号）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無	専任	
資格名	資格者証交付番号	監理技術者の資格者証の番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第 号	
許可年月日	横35cm以上		

縦25cm以上

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、監理技術者を配置する場合には、「監理技術者の氏名」とし、監理技術者の氏名を記載
2. 「専任の有無」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者の専任を要する場合には、「専任」と記載
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条の第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格名を記載
4. 「資格者証交付番号」の欄は、専任を要する監理技術者を配置する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載
6. 「国土交通大臣」については、不要のものを消すこと。

知事

6 技術調査全般

本工事の書類及び現場を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中に必要な書類は整備・保管されていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での監理が大切である。

使用機材の置き場明示、作業員安全通路の確保など、現場安全管理を徹底して頂きたい。

今後も、設計監理及び発注者監督職員として、「施工管理プロセス、施工計画、段階確認検査、材料承認検査等（チェックリスト）一覧」などチェックリストで管理されると、より品質の高い工事目的物が施工される。

「建築工事事務の手引（令和6年4月）愛知県建設局」5-28を参考にされること。

今後、竣工まで今以上の工事管理の徹底指導を行い、無事故、無災害で完成をお願いします。

文書中の、

_____部分は、留意事項

_____部分は、今後に向けての要望